

指定給水装置工事事業者指定申請書確認事項

新規登録

- 基本月初めの開庁日が登録日とする(早くすることも可)
- 登録手数料が1万円かかる
- 納付日が申請書の受付日となる
- 登録から14日以内に給水装置主任技術者の配置が必要

受理、指定工事店登録が決まったら…

- 給水装置工事事業者証を渡す
- 逆止止水栓の開栓キーを渡す
(管理には注意、紛失で始末書)
- 登録情報に変更が発生したら30日以内に手続き
- 給水装置工事の申請に係る書類について説明

法人

- 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
- 誓約書(様式第2)
- 定款又は寄附行為
- 登記事項証明書
- 事業所の付近見取図(ゼンリンは不可)
- 事業所の全景、事務室内写真
- 機械器具調書(別表)
- 機械器具写真
 - 切断用: 金切り鋸、その他
 - 加工用: ヤスリ、パイプねじ切り機、その他
 - 接合用: トーチランプ、パイプレンチ、その他
 - 水圧テストポンプ
- 給水装置工事主任技術者選任届(様式第3)
- 免状の写し
- 近年の工事経歴(給水工事関連)
 - ※実績がない場合は不要

個人

- 上記書類だが定款又は寄附行為、登記事項証明書は不要
- 住民票の写し(原本であること)

変更

- 変更が発生した日から30日以内か
- 主任技術者の変更の場合、変更が発生した日から届出までに申請があったか
- 給水装置工事事業者指定事項変更届(主任技術者の変更以外)(様式第10)

法人

法人名称

- 定款又は寄附行為
- 登記事項証明書
- 給水装置工事事業者証(返納してもらう)
- 事業所の付近見取図(ゼンリンは不可)
- 事業所の全景、事務室内写真

住所

- 定款又は寄附行為
- 登記事項証明書
- 給水装置工事事業者証(返納してもらう)
- 登記事項証明書
- 誓約書(様式第2)

役員

- 登記事項証明書
- 誓約書(様式第2)

代表者氏名

- 定款又は寄附行為
- 登記事項証明書
- 給水装置工事事業者証(返納してもらう)

主任技術者

- **選任**
 - 給水装置工事主任技術者選任届(様式第3)
 - 免状の写し
 - 近年の工事経歴(給水工事関連)
 - ※実績がない場合は不要
- **解任**
 - 給水装置工事主任技術者解任届(様式第3)

個人

名称

- 住民票の写し(原本であること)

氏名

- 住民票の写し(原本であること)

住所

- 住民票の写し(原本であること)
- 事業所の付近見取図(ゼンリンは不可)
- 事業所の全景、事務室内写真

廃止

休止

- 廃止、休止の日から30日以内であるか
- 給水装置工事の申請をしていないか

- 指定給水装置工事事業者(廃止、休止)届(様式第11)
- 給水装置工事事業者証(返納してもらう)

再開

- 再開の日から10日以内であるか
- 休止時から主任技術者等、登録情報の変更はあるか

- 指定給水装置工事事業者(再開)届(様式第11)
- 受理後 → 返納時の事業者証を再度渡す